

固定資産税 同和減免

違法な組織的脱税

鳥取県琴浦町 同和減免要綱の廃止を決議

日本共産党琴浦町議会議員 青亀 壽宏

琴浦町では、保守系議員や旧同和地区関係議員との共同が進み、2019年3月議会で「固定資産税の同和減免要綱の廃止を求める決議」を賛成11、反対3で可決しました。一方で解放同盟と癒着している町当局は議会の廃止決議を無視して続行に踏み出しています。

不公平な旧同和地区の固定資産税の減免は2018年6月議会、9月議会と琴浦町政の最大の問題となっています。青亀は12月議会の一般質問で固定資産税の同和減免の「核心」に迫りました。

使いまわし①

琴浦町の固定資産税の同和減免要綱の「目的」は要旨次のように述べています。「歴史的社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害されている地域(対象地域)の住民について、固定資産税の減免を講ずることに

援、生活の安定、福祉の向上に寄与を目的とする。このフレーズのルーツを探ってみると、50年前の「同和对策特別措置法」の第1条「目的」に行き着く。時限立法のこの法律は「地域改善対策特別措置法」と名前を変え、最終的に17年前に目的を達成して完全に「失効」しています。つまり、特別な対策を必要としなくなったのです。

使いまわし②

第2の使いまわしは、地方税法の「固定資産税の減免」(第367条)の使い回しです。法律は、「その他特別の事情のある【者】に限り、条例に定めるところにより、減免することができるとなっています。つまり、特別の事情を条例で定めれば減免ができる構造になっています。ところが、琴浦町の「税条例」にも「減免規則」にも「特別の事情」が使い回されています。これが

安い・売れないか?

よく対象地区の土地は「安い」「売れない」といいます。しかし固定資産の評価額は3年ごとに見直し、最終的に町長が決定します。「安い」「売れない」のであれば不動産価格に反映されるはずですが、自らが決めた固定資産税の評価額を無視して、抜け道を作ることが課税の公平の観点から許されるのでしょうか?このような自主財源を毀損する行為は住民監査請求の格好の対象になりかねません。

小松町長の答弁

私、青亀の質問に対する小松町長の答弁は「見直す。一気にやるかは相談」とし、結論的に以下の通りです。「今までやってきたからそのままがいい」と思っていることが多々ある。それが今回指摘された。検討の時間がなかったので『検討しなかつたので』『検討しなかつた』と答えた。『特別の事情』の明記は、そこまで読み込んでいないので、時間をいただきたい。固定資産税の同和減免の継続を要求する12月5日付けの解放同盟協議会への回答は、「対象要件の改正を検討する」と、減免の廃止は全く考

琴浦町同和对策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議

固定資産税の旧同和地区住民に限定する減免は、議会の議決を必要としない「琴浦町同和对策に係る固定資産税の減免措置要綱」(以下、減免要綱という。)で行われている。

昨年からの問題が議会で議論が重ねられ、その反映として「減免要綱」は平成31年3月1日に改定されたが、改定の内容は主に2点となっている。

そのひとつは、「目的」の部分が旧同和对策特別措置法、それを引き継いだ旧地域改善特別措置法の第1条「目的」に記述の文言を削除し、理念法である「部落差別の解消に関する法律」と、目的を終え失効した「地域改善特別措置法」を根拠とするものになっており、実質的には変更したとはいえない。

今ひとつは、「申請手続き」の項で「生活相談員の確認」を削除したものである。

実際、昨今では、この減免の申請件数や減免額も減少傾向であり、中には既得権の行使でなく、納税の意思をはっきり持って税を納めている人もいます。

貧富の格差が広がる中で、生活費に食い込む税の減免措置の必要性は認めるが、特定の地区を限定したものでなく、一般施策として行われるべきものである。

よって、「琴浦町同和对策に係る固定資産税の減免措置要綱」は根拠のないものになっており、廃止されるべきである。

以上決議する。

平成31年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

固定資産税の同和減免(件数392件、総額457万2700円)廃止決議を可決

質問議員を待伏せ・恫喝

12月11日一般質問を終え、退庁する議員を待伏せ、議会傍聴した解放同盟顧問(元会長)が名を名乗り、役場玄関で恫喝。また、議会最終日の20日、駐車場に待ち伏せ、再び恫喝しました。

琴浦町同和对策に係る固定資産税の減免措置要綱(抜粋・要約)

1. 目的
同和对策における行政措置として、歴史的社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害されている地域の住民について、固定資産税の減免を講ずることにより、対象地域における経済力の育成支援、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する。
2. 適用範囲
対象地域の住民が対象地域内に所有する固定資産。対象地域となる住所地は行政区域。
3. 減免基準
課税標準額合計600万円まで、固定資産税額30%減免。
4. 申請手続
申請書を生活相談員の確認を受け、町長に提出。
5. 省略
6. 適用制限及び減免の取消し
町県民税課税標準額が200万円を超える人、及び町税を滞納している人は、減免なし。

えていませんでした。2019年3月議会は3月5日から22日まで開かれ、またも一般会計当初予算が昨年に続き「減額修正」の上、可決されるといふ異例の展開の末、閉幕しました。3月議会の特徴として特筆されるのは、9月議会にも同趣旨の決議案が議員提案され、5対9の反対多数で否決された「固定資産税の同和減免の廃止決議(略称)」が賛成した(3面に続く)

